

## 第13回 白河市自治基本条例を考える市民会議 会議録（要旨）

日時 平成24年1月16日（月）午後7時～9時

場所 市役所本庁舎正庁

参集者 学識経験者委員

清水座長

市民委員

角田委員、鷹栖委員、人見委員、石原委員、沼田委員、栂川委員、矢内委員、  
和知委員

職員委員

泉委員、遠藤委員、佐川委員、野崎委員、松島委員、渡邊委員

オブザーバー

橋本、藤原、山田、河合、工藤、近藤、佐藤（冴）、渡部

事務局

企画政策課 戸倉課長、邊見課長補佐、関課長補佐兼係長、藤田副主査  
石川主事

### 1 開会

### 2 全体会議

白河市自治基本条例素案中間とりまとめ（案）（以下、中間取りまとめ（案））の「第5 条例素案の内容」の内、「1 前文」及び「2 総則」の内容で、各グループが検討した追加及び修正すべき事項を事務局でとりまとめた修正（案）について、事務局から説明した後、グループごとに再修正が必要な部分について検討を行い、発表した。各グループの発表の概要は次のとおり。

なお、今回の意見を踏まえた再度修正（案）を、次回の会議で提示することとなる。

#### 【Aグループ】

- 基本原則の中の「意識改革」の表現の中で、「お互いに理解していく」を「各々が理解していく」に修正する。お互いには2者の間で使用する表現であるため。

#### 【Bグループ】

- 前回の会議で、執行機関の説明について「監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会」は記載しなくてもいいのではないかという意見を出したのは、表現として市民に分かりやすくするためである。しかし、事務局として、元の表現を使うということであれば、了承した。
- 前文の「～しなければなりません」という表現は義務的な感じになっているの

で、別な表現にできないか。

#### 【Cグループ】

- 参画という表現は「意思をもって参加する」という意味で参加と区別して使っているということですが、一般的に使われている表現ではないため、より分かりやすくするという意味で、参加とした方がいいのではないか。

#### 【Dグループ】

- 前文の「～しなければなりません」という表現は「～を目指す」というような表現にすべきではないか。強制的なイメージを受ける。

※前文の「～しなければなりません」という表現については、2グループから意見が出たため、座長から事務局に修正するよう指示があった。

### 3 グループ別会議（前半）

中間とりまとめ（案）の「第5 条例素案の内容」の内、「3 まちづくりの主体」から「6 協働」までの内容で修正・追加すべき事項について、グループごとにまとめ、発表を行った。質疑応答内容及び各グループの発表の概要及び清水座長による講評については、次のとおり。

#### （1）各グループ発表概要

##### 【Aグループ】

- 市民の役割に、「市民は選挙で議員を選んだ後、議会運営に関心を持ち続けることで、積極的に市政に参画するように努めます」という内容を追加する。
- 市民の権利に、市民は請願・陳情ができるということを追加する。
- 市議会の役割の内、開かれた議会運営に、「常に市民の視点に立ち」という内容を追記する。
- 市の役割に国や県の情報を市民にスムーズに伝えるということを追加する。
- 地域コミュニティの役割の内、様々な主体との交流・連携の中に、「市民参画へのきっかけづくりの場を提供する」という内容を追記する。
- 情報の共有の「分かりやすい情報の提供とその機会の充実」に、「広報誌やホームページなどを活用して」と具体例を追記する。
- 協働の「連携・協力体制の構築」について、「お互いの役割分担や責任分担を明確にしながら」という内容を追記する。
- 協働の「行政による支援」について、財政的支援、人的支援の他に、物的支援を加える。

### 【Bグループ】

- 市民の権利と役割について一体化できないか。
- 市民の権利について、「～する権利を持っています」という表現を「～することができます」という表現に統一する。権利という言葉は強すぎるのではないか。
- 市の役割に、「各主体のつながりを増やすためのきっかけづくりを積極的に行い、またそのつながりを維持し、次世代へ引き継ぐための人材育成を推進しなければならない」という内容を追加する。
- 市の役割の内、説明責任の部分について、「説明しなければなりません」で終わるのではなく、「説明して、その場で出た意見については適切に反映させなければなりません」という内容を追記した方がいいのではないか。

### 【Cグループ】

- 情報の共有の内、情報公開について、これまで会議で議論してきたのは、市の広報・公聴といった観点からの情報の提供・共有という話であった。このため、情報公開条例や個人情報保護条例に関する規定はこれまでの議論と若干違うので、削除してもいいのではないか。また、市民の権利の内、情報公開を求めることができるという部分についても、併せて削除してもいいのではないか。
- 市議会の役割の内、「開かれた議会運営」について、「開かれた議会運営に努め、情報の共有に努めます」という内容を追記すべきではないか。情報の共有が大切だということを表に出すべきではないか。

### 【Dグループ】

- 市民の権利の部分について、「権利」という表現が重くならないように、「原則として次のような権利を有します」という一言をいれる。
- 市民の役割に、「自らの意思で」という表現を追記する。
- 地域コミュニティという表現は分かりにくいので、「地域自治会等」という身近な言葉に変えた方がいいのではないか。
- 地域コミュニティや事業者等も市民の定義に入ってくるのだから、地域コミュニティや事業者等の役割を別立てで出す必要はないのではないか。

### (2) 清水座長による講評

みなさんお疲れ様でした。各グループから様々な意見が出されましたが、まず、「権利」という言葉をどのように捉えるのかということに関心を持っているグループが多いなと感じました。「権利」という言葉を使うと重すぎるのではないかという意見が出ましたが、これには、「きちんと権利という形で保障しておかないと、そ

れをすることができない」という側面と「権利という面を強調しすぎると、権利の濫用をまねく恐れがある」という側面という両方の面があります。それを解消するにはどうしたらいいのかということで、「～することができる」という表現にするという意見や、「原則として」という表現を加えるという意見が出ました。「原則として」という言葉は非常に便利な表現ではありますが、「原則」という言葉を使ってしまうと例外を認めることになり、この例外を利用して、例えば計画をつくる時などに行政の側が「これは例外です」と言って市民参画を認めないということも起こってくる可能性があります。そういう意味では、「原則として」という言葉を使うのではなく、「～することができる」という表現にして、どうしても認められない例外がある場合には、それを追記するという形にした方がいいのではないのでしょうか。

また、Aグループは、市民の権利として議会にたして請願ができるということを決める、市民の役割として議員を選出することを定めるなど、議会のことに関心をお持ちなのかなと感じました。私も議会の役割については、市民に権利を保障するという側面からも、もうちょっと厳しい内容を追加してもいいのではないかと感じました。最終的に条例を議決するのは議会ですから、それを議員の皆さんがどう受け止めるのかということ、議員の皆さんに投げかけるということは、非常に重要なことではないかと思えます。

次に情報の共有に関するもので、情報の公開よりも市の広報や公聴に重点を置いて議論してきたのではないかという話がありましたが、それは情報の共有の(1)でその内容を定めていると理解することができると思います。(2)及び(3)については、行政の側からの情報提供とは別に、市民が情報をほしいと思った時には、情報の公開を求めることができるということ、情報の提供にあたって個人情報きちんと保護するということを定めておくということは、一定の必要性があるのではないかと考えています。

また、地域コミュニティという表現が分かりにくいので、「自治会等」という表現にすべきではないかという意見がありました。これについては、地域コミュニティにおいて自治会はその代表格ではありますが、自治会に限られるものではなく、その他にも様々なものが含まれます。そのようなことを踏まえ、地域コミュニティという表現を使っているのだと思います。このため、地域コミュニティの定義の部分に自治会といった具体例を追記していけばより分かりやすくなるのではないかと思います。地域コミュニティはなぜ大事かという、地域コミュニティを通じて市民がまちづくりに何らかの形で参画をするといった場面が出てくると思います。このため、地域コミュニティをあえて別立てにしているという側面があると思いますので、そういった点を汲んでいただけると嬉しいなと思います。そういった意味では、地域コミュニティと市民をつなげることを行政の役割に入れてはどうかというご意見がありましたが、新鮮でよかったのではないかと思います。

また、市の役割で、市が市民に分かりやすく説明するというものがありますが、分かりやすく説明するだけでなく、説明した上でその場に出た適切な意見については反映させなければいけないというところまで記載すべきだという意見がありました。重要な指摘であると思いますので、素案への反映について事務局で検討していただければと思います。

#### 4 グループ別会議（後半）

中間とりまとめ（案）の「第5 条例素案の内容」の内、「7 市政運営」から「10 条例の見直し」までの部分について、修正・追加すべき内容をグループごとに検討した。次回、グループごとにまとめた上で、発表を行う。

#### 5 次回の会議及び宿題のお知らせ

次回の会議の日程及び次回の会議まで行う宿題について、会議資料により事務局から説明した。

#### 6 閉会